

No.	質問事項・・・各質問に当てはまる場合は右記の必要書類をご用意ください。	必要書類	補足・諸注意
1	申請対象者が <b>75歳以上</b> である。	加入できません。	75歳以上の方は、後期高齢者医療制度(強制加入)の対象となるため、 <b>被扶養者になることはできません。</b>
2	申請対象者が現在、就労先の健康保険の「 <b>被保険者(本人資格)</b> 」として加入している。(任意継続保険を含む)	加入できません。	就労先の健康保険の <b>被保険者(本人資格)</b> として加入している方は、その資格が優先されるため、 <b>被扶養者になることはできません。</b>
3	申請対象者が15歳以上の方は全員添付が必要です。	「生計依存関係調書」	西武健保ホームページからダウンロードしてください。左記に該当する方を一度に複数名申請する場合は、人数分の記入・添付が必要になります。 ※ <b>主として被保険者の収入によって対象者の方の生計を維持されていると認められない場合は被扶養者になることはできません。</b> 被保険者(従業員)の収入によって生計がなされていること、申請対象者の収入や生活状況等を総合的に判断いたします。
4	申請対象者が配偶者(内縁関係を含む)の方は右記添付が必要となります。(被保険者の新規取得・任意継続・再雇用・再入社、申請対象者の退職 等)	「世帯全員が記載された住民票 1通(コピー不可)」※1	<b>世帯主・続柄・筆頭者・本籍地を記載したものの発行を受けてください。</b> (反対にマイナンバーと住民票コードは省略してください。) 同一世帯で一度の申請で複数名申請される場合は全体で1通だけで結構です。(個人ごとの単票で発行依頼しないでください。) 別居(住民票上別世帯)の場合は <b>両世帯</b> の住民票が必要です。 特に注意:一部記載省略等により家族関係(夫婦・親子関係等)が立証できない場合は取り直していただくことになります。 その他:内縁関係にある場合は住民票の続柄に「妻(未届)」または「夫(未届)」と記載されている必要があります。
5	申請対象者が18歳以上の方は右記添付が必要となります。また、15歳(中学卒業以上)で無職の場合も添付が必要となります。	「申請対象者の課税証明書(所得証明書)」または「非課税証明書」※1	(納税証明書または住民税決定通知書コピーは不可。) <b>最新の証明書に収入・所得が計上されている方は、別紙「申請対象者:妻または夫 (内縁関係を含む) 過去2年前の1月から現在までの間に収入がある場合」をご覧ください。</b>
6	被保険者と申請対象者が <b>家庭都合により別居</b> している。または、 <b>住民票上での世帯分離</b> を行っている。(二世帯住宅、同一敷地内の別棟居住も別居となります。)	「3ヶ月分の仕送り証明 (振込通知書等のコピー)」	別居先の家賃、学費等を被保険者が負担した証明書でも代用可能です。 西武健保では現金手渡し・同一口座間での金銭授受をされている場合、または仕送り額が少ないと判断された場合は認定できません。 なお、申請対象者自身が収入を得ている場合は、その収入を上回る額の仕送りを行っていただく必要があります。
7	被保険者と申請対象者が別居しており、申請対象者が養護施設や特別養護老人ホームやグループホーム等に入居している	「在園証明書」	対象の方が障害年金等を受給している場合は年金振込通知書等のコピーも提出が必要です。
8	公的年金または企業年金を受給している。(老齢年金のほか、 <b>非課税の障害年金や遺族年金・寡婦年金</b> を含む)	「年金振込通知書コピー」または「改定通知書コピー」等の年金額(月額または年額)がわかる書類	遺族年金・障害年金・寡婦年金(一部を除く)は税法上非課税ではありますが、健康保険扶養の判定においては収入に含まれます。
9	申請対象者が被保険者と内縁関係(事実婚)にある	被保険者および申請対象者の「 <b>最新の戸籍謄本</b> 」(コピー不可)	ご両人がそれぞれ他の方と法律婚関係に無い(重婚に該当しない)ことが必要です。 また、ご両人またはいずれかが法律上の配偶者と死別している場合は、姻族解消状態にあることが必要です。
10	【後日提出可】申請対象者が20歳～59歳で、且つ被保険者が65歳未満である。	「国民年金第3号被保険者関係届」 日本年金機構ホームページよりダウンロードし記入してください。	左記に該当する申請対象者が西武健保の被扶養者として認定された場合、国民年金第3号被保険者になることが可能です。手続をされない場合は国民年金第1号被保険者として国民年金保険料の支払義務が生じます。

※1. 住民票、課税証明書(所得証明書)、非課税証明書、戸籍謄本などの自治体発行による証明書は発行から3ヶ月以内のものでない場合は無効(受付不可)といたします。

※2. 各種事情書・嘆願書については定型書式はありませんので、各自にて認定を受けることが必要な事情および認定の嘆願の旨についてご記入ください。

※3. 給与明細が電子明細(メールやWebによる配信)の場合は、PDFデータやスクリーンショット等を印刷してください。特にスクリーンショットの場合は支給・控除共に各項目が判るように印刷してください。

その他・・・①審査の過程において、ご提出いただいた添付書類の他に上記質問事項以外の追加書類の提出を求められる場合がありますのであらかじめご了承ください。また、申請に際して上記必要書類をすべてそろえたからといって

申請対象者様が必ず当組合の被扶養者として認定されることを保証するものではありません。

収入自体が認定基準額以内であったとしても生計維持状況・個々の就労・収入状況、家族構成など様々な状況を総合的に判断して認否を決定いたします。

②申請に際し、公的機関等の証明書等に係る発行手数料については各自でご負担願います。いかなる場合でも発行手数料については当健保では負担いたしかねます。